

「長崎県居住支援協議会 不動産協力店」 の募集について

長崎県では、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居にご理解とご協力をいただける不動産店を募集しています。

申込みされた事業者様は、「長崎県居住支援協議会 不動産協力店」として県に登録し、県住宅課のホームページにて公表させていただきます。

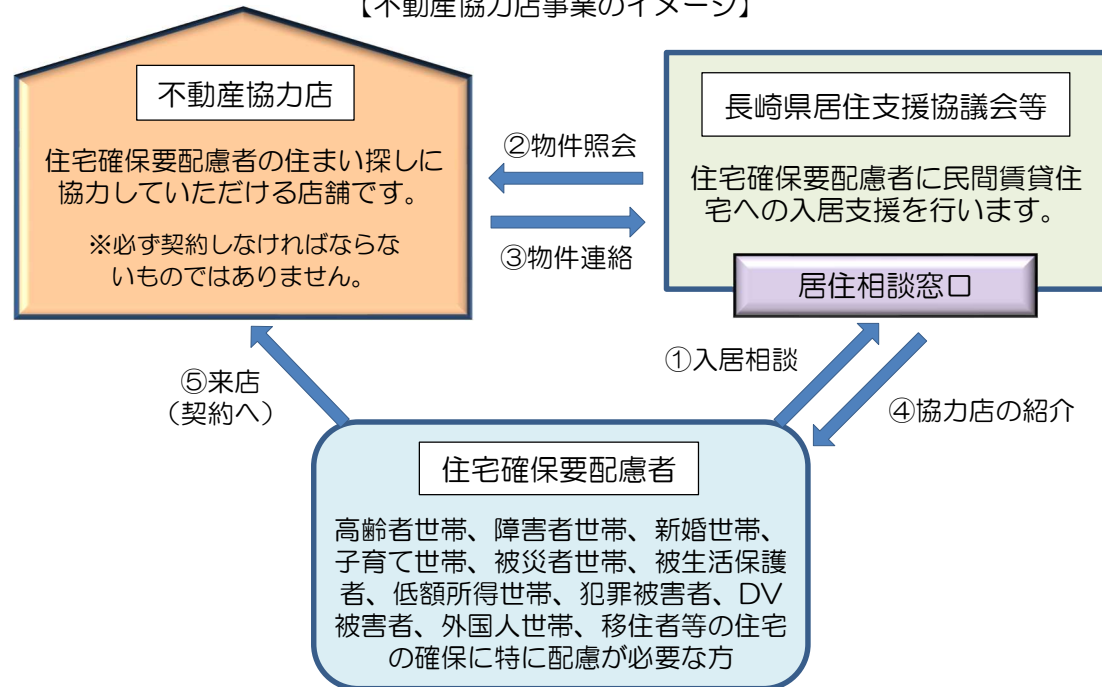
登録を希望される事業者様は、裏面申込み用紙により、お申込みください。なお、申込みは随時受け付けております（県住宅課ホームページでもご案内しています）。



※住宅確保要配慮者とは…高齢者世帯、障害者世帯、新婚世帯、子育て世帯、被災者世帯、被生活保護者、低額所得世帯、犯罪被害者、DV被害者、外国人世帯、移住者等の住宅の確保に特に配慮を要する者

長崎県居住支援協議会 不動産協力店とは

【不動産協力店事業のイメージ】



住宅確保要配慮者から入居相談があった場合、長崎県居住支援協議会等と協力し、住宅確保要配慮者の入居支援を行う不動産店として、県に登録された不動産店です。

長崎県居住支援協議会とは

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、自治体や関係団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を目的とした協議会です。

会員：長崎県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会長崎県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会、長崎県社会福祉協議会、アイディールコミュニティーケア(株)、長崎県地域生活定着支援センター、社会福祉法人みのり会、社会福祉法人 南高愛隣会、(株)ホームネット、県内全市町、長崎県 計 31 団体

不動産協力店に登録するメリット等

- ・「長崎県居住支援協議会 不動産協力店」として、県住宅課のホームページに掲載し公表されます。
- ・住宅セーフティネット制度等の住宅行政に関する最新の情報を県の担当者から直接情報提供されます。
- ・住宅確保要配慮者から入居の相談があった場合、優先的に紹介できます。

お問い合わせ先

長崎県居住支援協議会事務局 長崎県住宅課 新名（電話：095-894-3108）

※申込みは本用紙にて下記へ FAX もしくはメールお願いします。

送付先：長崎県居住支援協議会事務局 長崎県住宅課 新名 行き

FAX 番号：095-894-3464

Mail: niina_yuuji013@pref.nagasaki.lg.jp

「長崎県居住支援協議会 不動産協力店」申込み用紙

下記項目をご記入ください。

※ 該当が無いものは空欄で結構です。

※ 右欄の県ホームページへの掲載についてもご記入ください。

県ホームページへの掲載不可の項目には「×」を記入してください。

会社名		
代表者名		
担当部署		
担当者名		
住所		
電話		
FAX		
メールアドレス		
アピールポイント等		